

報告第8号

平成23年度決算に基づく天理市資金不足比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定により、平成23年度決算に基づく天理市資金不足比率を次のとおり報告する。

記

会 計 名	資金不足比率（％）	地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令第17条の規定による事業の規模
天理市立病院事業会計	12.6 (20.0)	1,642,977千円
天理市水道事業会計	— (20.0)	2,329,104千円
天理市下水道事業会計	— (20.0)	1,310,626千円

備考

- 1 資金不足比率については、資金不足額がない場合、「—」と表す。
- 2 括弧内は、経営健全化基準を表す。

平成24年9月10日提出

天理市長 南 佳 策

天監委第 19 号

平成 24 年 8 月 24 日

天理市長 南 佳 策 様

天理市監査委員 梅 崎 浩 充

同 別 所 矩 佳

同 岡 部 哲 雄

平成 23 年度公営企業の資金不足比率審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）第 22 条第 1 項の規定に基づき、審査に付された平成 23 年度公営企業の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査した結果、次のとおり意見を付します。

平成 23 年度 公営企業の資金不足比率審査意見書

第 1 審査の概要

1 審査の対象

- (1) 市立病院事業会計資金不足比率
- (2) 水道事業会計資金不足比率
- (3) 下水道事業会計資金不足比率
- (4) 算定の基礎となる事項を記載した書類

2 審査の期間

平成 24 年 7 月 31 日から平成 24 年 8 月 24 日

3 審査の概要

この経営健全化審査は、市長から審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に算定及び作成されているかどうかを主眼として実施した。

第 2 審査の結果

1 結論

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に算定及び作成されているものと認められた。

(単位：%)

比率名	会計名	平成 23 年度	平成 22 年度	経営健全化基準
資金不足比率	天理市立病院事業会計	12.6	12.0	20.0
	天理市水道事業会計	—	—	
	天理市下水道事業会計	—	—	

※資金不足比率については、赤字比率「0%」を下回るため「—」表記としている。

第 3 意見・要望等

天理市立病院事業会計については、一般会計からの繰り出しに支えられながらも、207,774 千円の資金不足額が生じており、12.6%の資金不足比率となるため、経営健全化基準の 20.0%に近づき、より一層厳しい状況となっている。

公立病院として事業の公共性と経済性の調和を図り、より効率的な運営と医療の充実に努められるよう要望する。

なお、天理市水道事業会計、天理市下水道事業会計のいずれの会計も資金の不足額はなく、資金不足比率は算定されない。